

国富町告示第42号

令和4年国富町議会第3回臨時会を次のとおり招集する

令和4年10月19日

国富町長 中別府尚文

1 期 日 令和4年10月24日

2 場 所 国富町議会議場

○開会日に応招した議員

中村 繁樹君	穂寄 満弘君
谷口 勝君	三根 正則君
日高 英敏君	山内 千秋君
武田 幹夫君	近藤 智子君
飯干 富生君	河野 憲次君
緒方 良美君	横山 逸男君
渡邊 静男君	

○応招しなかった議員

なし

令和4年 第3回(臨時)国富町議会会議録(第1日)

令和4年10月24日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和4年10月24日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 承認第5号 専決処分〔令和4年度国富町一般会計補正予算(第5号)〕について
日程第4 議案第40号 令和4年度国富町一般会計補正予算(第6号)について
日程第5 選挙第1号 選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 承認第5号 専決処分〔令和4年度国富町一般会計補正予算(第5号)〕について
日程第4 議案第40号 令和4年度国富町一般会計補正予算(第6号)について
日程第5 選挙第1号 選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について
-

出席議員(13名)

1番 中村 繁樹君	2番 穂寄 満弘君
3番 谷口 勝君	4番 三根 正則君
5番 日高 英敏君	6番 山内 千秋君
7番 武田 幹夫君	8番 近藤 智子君
9番 飯干 富生君	10番 河野 憲次君
11番 緒方 良美君	12番 横山 逸男君
13番 渡邊 静男君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 武田 二雄君 主幹兼議事調査係長 夏目 卓治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中別府尚文君	副町長	横山 秀樹君
教育長	荒木 幸一君	総務課長	重山 康浩君
企画政策課長	大矢 雄二君	財政課長	矢野 一弘君
税務課長	津留 慎義君	町民生活課長	菊池 潤一君
福祉課長	桑畑 武美君	保健介護課長	坂本 透君
農林振興課長	日高 佑二君	農地整備課長	横山 寿彦君
都市建設課長	吉岡 勝則君	上下水道課長	福嶋 英人君
会計管理者兼会計課長			横山 香代君
教育総務課長	児玉 和弘君	社会教育課長	佐藤 利明君
学校給食共同調理場所長			三好 秀敏君
監査委員	山口 孝君		

午前9時30分開会

○議長（渡邊 静男君） おはようございます。

第3回臨時会の開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨日、一昨日の総合町民祭ご苦労さまでございました。3年ぶりの開催で、好天にも恵まれ、多くの方々にご来場いただきました。大盛況でございました。ありがとうございました。また、準備から後処理までご苦労いただきましたスタッフ、関係者の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

それでは、第3回臨時会の議事進行に当たりましては、効率的な運営ができますよう、議員並びに執行部の皆様にご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、令和4年国富町議会第3回臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊 静男君） 日程第1、会議録の署名議員を指名します。

今期臨時会の会議録署名議員は、国富町議会会議規則第122条の規定により、三根正則君、飯干富生君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（渡邊 静男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、議会運営委員会の決定のとおり、本日1日間にした
いと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しま
した。

日程第3. 承認第5号

日程第4. 議案第40号

○議長（渡邊 静男君） 日程第3、承認第5号「専決処分〔令和4年度国富町一般会計補正予
算（第5号）〕について」、日程第4、議案第40号「令和4年度国富町一般会計補正予算（第
6号）について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、ただいま議題となりました承認第5号及び議案第40号に
ついて、一括してご説明いたします。

まず、承認第5号「専決処分〔令和4年度国富町一般会計補正予算（第5号）〕について」ご
説明いたします。

提案理由の説明に入ります前に、今回の台風14号により被災された皆様に心からお見舞いを
申し上げます。

9月18日から19日にかけて襲来した台風14号は、大型で猛烈な暴風と雨量を広範囲にわた
ってもたらし、農作物をはじめ、家屋や公共施設にも大きな被害が発生しました。

今回の台風14号への対応につきましては、事前情報では本県を縦断する進路を取ると予想さ
れていたため、早期に災害対策本部を設置し、避難所を設置するなど、厳重な警戒体制の下、対
応に備えておりましたが、記録的な暴風や降雨により、倒木や落葉による道路通行制限や、河川
の増水により、住宅への深刻な浸水被害が相次いだほか、広範囲で停電が発生し、上水道の一部
断水など、長時間にわたって町民生活に支障が生じたところです。

今回、被災された皆様には、改めてお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を願って
おります。

さて、今回の補正は、災害応急措置や被災者支援、災害復旧に向けて迅速な対応を取る必要があったため、災害復旧関連経費について、令和4年度国富町一般会計補正予算（第5号）を議決する必要が生じましたが、同補正予算の議決について議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分しましたので、ここに議会の承認を求めるものであります。

補正の内容としましては、床上浸水により被災した世帯への支援金、浸水家屋への消毒業務委託費、災害ごみ及び農業用災害ごみの処理に必要な経費のほか、災害対応及び避難所運営等に要した職員の時間外勤務手当を計上しております。

補正額は1,651万9,000円で、補正後の予算規模は95億4,738万1,000円であります。

また、これに充てる財源は、国県支出金578万2,000円、地方交付税925万2,000円などを見込んでおります。

次に、議案第40号「令和4年度国富町一般会計補正予算（第6号）について」は、台風14号により被災した公共施設の修繕費、倒木撤去や土砂しゅんせつなどに要する費用と、土地改良施設及び道路等の緊急維持補修費を追加するほか、公共土木施設災害復旧費を計上するもので、補正額は3,158万1,000円、補正後の予算規模は95億7,896万2,000円となります。

以下、その主なものについてご説明いたします。

まず、公共施設の修繕費については、旧深年小学校や町立体育館の雨漏り補修のほか、太田原排水機場の水位計の修繕及びパトライトの増設、また流出した向高運動広場のグラウンド表土の補修費などを計上しております。

次に、倒木等の撤去費用及び土砂しゅんせつでは、庁舎敷地内、小中学校及び運動公園内の倒木の撤去費用と、雨水幹線排水路及び都市下水路の土砂しゅんせつ費用を計上しております。

また、公共土木施設災害復旧費では、被災した町道2路線の災害復旧工事費を計上しております。

以上、補正の概要を申し上げましたが、これに充てる財源は、国県支出金670万9,000円、繰越金2,157万2,000円、町債330万円を見込んでおります。

なお、補足説明の必要なものにつきましては、主管課長に説明いたさせますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 補足説明を求めます。矢野財政課長。

○財政課長（矢野 一弘君） それでは、議案第40号「令和4年度国富町一般会計補正予算（第6号）について」補足説明いたします。

第6号の予算書の1ページをお開きください。

第1条におきまして、今回の補正額は3,158万1,000円を追加するものです。

続いて、第2条の債務負担行為及び第3条の地方債の補正につきましては、債務負担行為については5ページ、地方債の補正については6ページに掲載しておりますので、そちらのほうでご説明いたします。

それでは、5ページのほうをお開きください。

第2表、債務負担行為の補正の1、追加につきましては、今回の台風災害により被災した農業者が県の農業制度資金を借り入れた場合に、返済における利子の一部を県と町で助成するため、債務負担行為の期間と限度額を追加するものです。

なお、今年度分の歳出につきましては19ページに計上しております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正の1、変更につきましては、台風第14号により被災した公共土木施設について、現年発生補助災害復旧事業の財源として町債を追加するため、借入限度額を変更するものです。

なお、歳入につきましては15ページに計上しております。

続いて、事項別明細書の歳入、15ページをお願いいたします。

まず、16款国庫支出金、1項国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金667万円につきましては、被災しました町道2路線の災害復旧費に対する国の負担金です。

なお、工事等予定箇所につきましては、議会資料の1ページに掲載しておりますのでご参照下さい。

続きまして、17款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費補助金の災害資金利子補給補助金3万9,000円については、先ほど第2表債務負担行為の補正で説明しましたとおり、被災した農業者が県の農業制度資金の借入れを行った場合、その利子の一部について県が補助するものとなっております。

続いて、21款繰越金2,157万2,000円は、今回補正予算に要する一般財源を計上したものです。

続いて、23款町債、1項町債、1目災害復旧債の330万円は、被災しました公共土木施設の復旧工事費に充てるため借り入れるものです。

続きまして、歳出の19ページをお願いいたします。

まず、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費の10節需用費212万4,000円は、被災した旧深年小学校の雨漏り補修などの経費を計上したものです。

続いて、9目交通安全対策費の10節需用費、これの修繕料194万1,000円は、台風災

害により破損、倒壊しましたカーブミラー10か所の修繕料となっております。

続いて、5款農林水産業費、1項農業費、7目農地費、10節需用費の修繕料87万5,000円は、太田原排水機場の給水槽の水位制御部の修繕及び排水機場の運転状況を示すためのパトライトの増設費用となっております。

また、次の緊急土地改良維持補修費250万円は、今回被災しました農道の法面崩壊、流木、土砂堆積等の除去に充てるための農業用施設8か所の維持補修費を追加するものです。

続いて、6款商工費、1項商工費、3目公園費、10節需用費の修繕料49万5,000円は、被災した法華嶽公園グラススキー場北側法面の補修費を計上したものです。

20ページをお開きください。

7款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費の緊急道路等維持補修費367万円は、今回被災した町道の倒木、崩土、土砂の除去及び舗装補修、側溝しゅんせつなど31か所の公共土木施設の維持補修費を追加するものです。

続いて、9款の教育費の2項小学校費及び3項中学校費及び4項社会教育費のそれぞれ12節委託料につきましては、いずれも今回の台風により施設内の倒木撤去費用を計上するものであります。

続いて、5項保健体育費、2目保健体育施設費、10節需用費の修繕料220万円は、今回台風により被災した町立体育館の雨漏り補修、外壁補修、屋根スレート板の破損等を補修するための経費となっております。

続いて、3目公園費、10節需用費の修繕料470万3,000円は、被災し流出した向高運動広場のグラウンド表土を復旧するための経費となっております。

最後に、10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費、14節工事請負費の1,000万円につきましては、町道2路線に係る災害復旧工事費を計上したものととなっております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（渡邊 静男君） ほかに補足説明ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） これから質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、それぞれ採決を行います。

まず、承認第5号「専決処分〔令和4年度国富町一般会計補正予算（第5号）〕について」の採決を行います。本案はこれを承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、承認第5号「専決処分〔令和4年度国富町一般会計補正予算（第5号）〕について」は、これを承認することに決定しました。

次に、議案第40号「令和4年度国富町一般会計補正予算（第6号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第40号「令和4年度国富町一般会計補正予算（第6号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 選挙第1号

○議長（渡邊 静男君） 日程第5、選挙第1号「選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙」を行います。

まず、選挙管理委員会の委員の選挙についてお諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選にしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、議長が指名することに決定しました。

それでは指名いたします。

選挙管理委員会の委員に、児玉恭行君、岩崎優君、吉村成子君、稲澤洋子君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4名を選挙管理委員会の委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名しました児玉恭行君、岩崎優君、吉村成子君、稲澤洋子君が選挙管理委員会の委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会の補充員の選挙についてお諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選にしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、議長が指名することに決定しました。

それでは指名いたします。

選挙管理委員会の補充員に、春元三郎君、川越加知子君、大和田孝志君、鬼塚智子君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4名を選挙管理委員会の補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名しました春元三郎君、川越加知子君、大和田孝志君、鬼塚智子君が選挙管理委員会の補充員に当選されました。

次に、補充員の補充の順序についてお諮りします。

補充の順序については、ただいま指名しました順序にしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、補充員の補充の順序は、1番、春元三郎君、2番、川越加知子君、3番、大和田孝志君、4番、鬼塚智子君の順に決定しました。

○議長（渡邊 静男君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。よって、令和4年国富町議会第3回臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午前9時47分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年10月24日

議 長 渡邊 静男

署名議員 三根 正則

署名議員 飯干 富生

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 月 日

議 長

署名議員

署名議員